

2021年9月定例県議会 総括質問

2021年10月7日

日本共産党 大橋沙織県議

日本共産党の大橋沙織です。通告に従い質問いたします。

一、新型コロナウイルス感染症対策について

県内では感染者が累計9000人を超え、8月の第5波では特に若い世代への感染増加が目立ちました。コロナ感染による後遺症は、若い世代でコロナの症状が軽症だった人ほど症状が残りやすいと言われていています。「味も臭いもしなくなり、物を食べられない」「7キロも体重が減った」「立っているだけで息切れする」など、様々な症状が日常生活に支障をきたしています。

東京都世田谷区では、コロナに感染した区民を対象に後遺症についてのアンケートを行い、後遺症があると答えたのは48.1%、30代～50代では半数以上の人々が「後遺症がある」と答えています。さらに、健康面の不安だけでなく、仕事など経済面の不安、うわさや誹謗中傷など精神面でも不安を抱えている実態が明らかになり、世田谷区では後遺症に関する相談窓口を4月に開設しています。兵庫県の吉田病院でも脳への影響を検査する後遺症外来を設置しています。コロナ後遺症に悩む女性は「もっと後遺症を診てもらえる病院や医療機関があればいいと思う」と話しています。

そこで、感染者の後遺症について、実態を調査し、専用の相談窓口の設置、治療に係る医療費補助を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の後遺症につきましては、管轄の保健所などが療養期間終了後の相談に応じており、治療の際は医療保険制度に基づき、適切に費用負担がなされているものと認識しております。県といたしましては、国が現在進めている後遺症の調査結果を注視し、適切に対応して参ります。

大橋県議

保健所での検査、国の知見を待つという話もありましたが、県として実態調査が必要ではないかと思えます。実態調査やるべきだと思いますが、再度伺います。

保健福祉部長

後遺症に関しましては、全国的な傾向に差異があるとは考えにくいことから、現在国が進めている調査の結果を注視してまいります。

大橋県議

間もなくインフルエンザの流行期を迎えますが、コロナとの同時流行が心配されています。インフルエンザワクチンの生産量が去年の 8 割で、ワクチンを打ちたくても、その希望に応えられないのではと医療現場から不安の声があがっています。

県は、インフルエンザワクチンの確保状況をどのように把握していくのか伺います。

保健福祉部長

本県のインフルエンザワクチンの確保状況の把握につきましては、流通を担っている元医薬品卸組合と連携し、各卸売り販売業者の在庫量、及び県内の医療機関への流通量を定期的に把握して参ります。

大橋県議

ワクチン数には限りがありますが、今年は接種希望が増えるのではないかと、去年流行しなかった分、今年は流行するのではないかと懸念する声もあります。

接種希望者の増加によりインフルエンザワクチンの不足が懸念される場合の県の対応を伺います。

保健福祉部長

インフルエンザワクチン不足が懸念される場合の対応につきましては、ワクチンを有効に活用できるよう、流通を担っている県医薬品卸組合と連携し、ワクチンの地域偏在がないように調整を行ってまいります。

大橋県議

先月 15 日から高校生の就職活動が解禁となりましたが、学校現場からは、生徒がコロナ感染者や濃厚接触者になった場合の試験の保障を求める声があがっています。佐賀県では、県当局と教育委員会が経済団体に対し、コロナ感染やワクチン接種と試験日が重なった場合、日程を変更するなどの柔軟な対応を求めています。

就職を希望する高校生がコロナ感染等により、面接時に不利益を受けないよう県内企業に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

商工労働部長

高校生の採用につきましては、選考の際の企業の留意事項を記載したリーフレットを県のホームページにおいて周知し、コロナ感染等の状況に応じて、面接日程を変更するなど柔軟な対応を企業に求めるところであります。今後も、コロナ禍で就職活動を行う高校生に不利益が生じないように、県教育委員会や福島労働局等と連携しながら、取り組んでまい

ります。

大橋県議

県のリーフ、ホームページで周知されているということで、国の通知も、オンラインでの面接も含めて、柔軟な対応を求める内容になっていると感じる部分もあります。

面接だけでなく筆記試験の日も同様な対応が必要だと思います。国の通知や県のホームページのリーフを受けて、実際に企業がどう対応しているか確認も含めて、就職希望の高校生が不利益を受けないような対応が必要だと思いますが、確認も含めてもう一度お願いします。

商工労働部長

国の方から提示されました、リーフレットによりますと、コロナ感染症に感染したり、あるいはワクチン接種と面接日が重なる場合などにつきましては、状況に応じて日程を変更するなど、柔軟な対応を要請するとともに、学校生徒との通信環境等に配慮することで、こういったリーフレット等に記載されてございますので、県といたしましては、こういった内容につきましてしっかり企業のほうに周知をしながら、学生の方に不利益がないように努めて参りたいと考えております。

大橋県議

就職試験これからも続きますので、ぜひしっかりと高校生に不利益がないよう対応お願いしたいと思います。

二、農林業の後継者について

SDGs の機運の高まりやコロナ禍で地方での生活に目が向くなかで、若い世代からも農業が注目されています。

福島大学は、2年後の2023年度から大学院に食農科学研究科を設置する方向で、有機農業などのアグロエコロジーを専門的に学べる学科は国内初となります。有機農業は、持続可能な農業、農家が生き残っていくためにも必要な取り組みだというのが農家の声です。県内の若い新規就農者からは「有機農業をやりたいと思って福島県に来た」という声がありますが、一方で「県内で、どこに行けば有機農業を学べるのか分からなかった」という声もあります。

若者が希望をもって農業に取り組めるよう、農業の振興にどのように取り組んでいくのか知事の考えを伺います。

内堀雅雄知事

若者が希望を持てる農業の実現にむけては、本県が全国に誇る農産物の生産力や競争力

の強化、GAP を取り入れたよりよい農業の実践、環境と共生する農業など、福島ならではの取り組みを深化させることが重要であります。私はこれまで、農産物や環境に魅力を感じて就職された方や、プライドをもって農業に取り組んでおられる方など、多くの若い農業者のみなさんから直接お話を伺いました。こうした若い皆さんの思いにこたえながら、園芸産地の育成強化や、スマート農業の導入、「福、笑い」などオリジナル品種の活用等より、生産力やブランド力の強化を図るとともに、認証 GAP の取得拡大や有機農業の取組等支援をするなど、本県農業の魅力と活力のさらなる向上にしっかり取り組んでまいります。

大橋県議

ただいま知事からも環境共生についても発言がありました。有機農業もそういった観点で大事だと思いますが、県が進めているのはスマート農業、つまり儲かる農業ということだと思います。それだけでは、不十分じゃないかというのが私の思いです。このコロナ禍を受けて、関東圏で企業に勤めていましたが、地元の福島県に戻って、農業を始めた方の話を私も伺ってきました。若い世代が「環境を守りたい」、「安全な食べ物を作りたい」、そのために福島県で農業をやりたいという思いの強さに私も驚いています。

そうした新規就農者、特に若い世代のニーズに対応した政策が必要で、私はそれは有機農業の推進だと思いますが、再度知事の考えをお聞かせください。

内堀雅雄知事

今若者が農業を自ら取り組みたいという思い、それぞれの立場、それぞれのお考えがあるかと思います。一昨日に私は昭和村に伺って、これから首都圏から移住をして、夫婦でカスミソウを栽培したいという方と直接お会いをし、激励もしてまいりました。

有機農業をやりたい、スマート農業をやりたい、あるいは大規模な農業を行いたい。若者の夢はそれぞれであろうかと思います。そういったそれぞれの思いをしっかり支援していくことが県の大事な使命だと思っております。

大橋県議

スマート農業とか大規模農業はすでに県は一生懸命やっているわけですよね。だから有機の分野が不足していると思っただけの質問です。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

二本松市では、新規就農者を受け入れるために市役所にコーディネーターを配置して、新規就農者同士のつながりをつくるイベント企画などに積極的に取り組み、新規就農者のサポートをしています。私もこの方と懇談の機会がありましたが、新規就農者と地元農家をつないだり、住まいの紹介をしたり、若い新規就農者との信頼関係が確立されていることに驚きました。

長野県では、新規就農者支援を行政として行っており、2003年から「長野県新規就農里

親制度」を始めました。就農コーディネーターが就農希望者に事前・事後も含めて、身近な相談役としてサポートします。しかも、これは長野県居住者でなくとも誰でも利用できる制度です。

新規就農者の確保・定着のため、技術支援に加え、住まい確保や地域とのつながりづくりを支援する地域コーディネーターを配置できるよう市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

農林水産部長

新規就農者の確保・定着につきましては、市町村や農林事務所等の職員が連携して相談に対応するとともに、農地や研修先、住居などの円滑な調整のため、市町村等における受け入れ態勢の整備を支援しております。引き続き、受け入れ態勢を強化しながら、新規就農者の確保・定着を進めてまいります。

大橋県議

市町村の受け入れのこの制度は大変重要だと思います。一方で、この制度を利用している市町村は7つだと聞いています。この制度の周知徹底も含め、市町村にとって使い勝手の良い制度へと改善していくとが必要だと思いますが、再度伺います。

農林水産部長

市町村等窓口として、就農相談や地域情報の提供等を行う受け入れ態勢の整備を支援しているところであり、就農を目指す意欲ある方々が不安なく農業開始できるよう、市町村の担当者や、農林事務所の普及指導員、就農支援センターの職員などが密接に連携しながら、きめ細かく支援をして参ります。

大橋県議

積極的にお願いしたいと思います。

先月、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターなどが、森の下草に土砂流出率を97%減少させる効果があると発表しました。この間、全国的に大規模な災害が相次ぎ、本県でも一昨年台風19号で大きな被害を受けました。その際、中山間地域の住民からは、原発事故以降、山の手入れができず保水力等が衰えていることが指摘されました。管理強化による機能の向上、森林保全などの観点からも林業の担い手が求められています。

県はこの程、首都圏等から本県に本社機能を移転する企業の労働者に対しては、引っ越し費用を補助、一人最大100万円としています。であれば、農業や林業の就業者にも同等の支援をすべきではないでしょうか。

林業アカデミーふくしまにおける長期研修修了後の就業と定着に向けた支援が必要と思いますが、県の考えを尋ねます。

農林水産部長

長期研修終了後の就業につきましては、インターンシップや就業相談会により、林業事業体とのマッチングに取り組んでまいります。また、定着につきましては、研修において、現場に対応できる実践的な技術が身につくように指導するとともに、就業後も修了者に対する面談や、就業先での就労状況の確認などきめ細かに支援して参ります。

大橋県議

インターンシップの取り組みや、就職後の面談とても大切だと思います。一方で、現場からは、林業では給料が安くて結婚できないから若手が退職してしまう、処遇改善してほしいとの要望があがっています。木材の利活用促進や下草刈りなど、林業従事者に求められている仕事はたくさんあります。林業アカデミーで学んだ人が県内に残って林業で暮らしていけるような施策が必要ではないでしょうか。もう一度お答えください。

農林水産部長

研修におきましては、現場に対応できる実践的な技術、知識、技術、資格等でございますが、こういったことが確実に身につくよう指導するという事で、就業後も面談、あるいは就業先での状況確認を行うことによりまして、きめ細かく支援して参ります。

大橋県議

処遇改善必要だと思いますが、その点どうですか。もう一度伺います。

農林水産部長

就業後につきましては、面談あるいは就業先での状況調査、こういったことを掲げていくとにより、支援をしてまいる考えであります。

大橋県議

農林業の担い手確保、生活面からもしっかりと支援していただきたいと思います。

三、ジェンダー平等社会の実現に向けて

人権に配慮し、同性カップルの権利保障を進めるパートナーシップ条例や LGBT など性の多様性を認めあう社会を実現するための条例を制定する自治体が広がり、全人口の 4 割をカバーしているとされています。福島大学では昨年度、LGBT などの理解促進や差別防止、当事者の権利保障などのガイドラインが策定され、今年度からは入学時に新入生へのオリエンテーションも行っています。

そこで、県は、多様な性に関して、ガイドラインの作成を含め、職員の理解促進にどの

ように取り組んでいくのか伺います。

生活環境部長

誰もが性自認や性的指向に関わらず、人格と個性が尊重されることが重要であることから、職員に対して、ガイドラインの作成の検討を含め、リーフレット等により基礎的な知識などを周知し、多様な性に関する理解促進を図ってまいります。

大橋県議

これからの課題でもあると思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。同様に、県教育委員会では、性の多様性への対応にどのように取り組んでいるのか尋ねます。

教育長

性の多様性への対応につきましては、正しい理解と支援体制の整備が重要であります。このため学校においては、人権教育に加え、教員セミナーや出前講座を活用して理解を深めるとともに、児童生徒が必要とする場合には、トイレの使用、制服の着用、着替え場所の確保等について配慮を行っております。今後とも、該当児童生徒が充実した学校生活を送れるよう丁寧に支援して参ります。

大橋県議

当事者である生徒たちが不利益を受けないように、一人ひとりの人権が尊重されるように今後も取り組んでいただきたいと思います。

それから、LGBT など一人ひとりの多様性を認める社会へと変化する中で、自分らしく生きるため職場で勇気を持って自分の性自認などをカミングアウト・自ら公表する人も出てきています。同時に、まだまだ理解者が多くないため、上司などから SOGI ハラスメントと言われる性的指向・性自認への差別的な言動や嫌がらせを受け、うつ病を発症する事例や、裁判にまで発展した事例もあります。

性的指向や性自認を含む職場におけるセクシュアルハラスメントへの事業主の対応について、県の考えを尋ねます。

商工労働部長

職場におけるセクシャルハラスメントにつきましては、昨年 6 月、改正「男女雇用機会均等法」におきまして、事業主が行うべき雇用管理上の措置が強化されるとともに、国から具体的な事項を定めた指針が示されたところでございます。県といたしましては、当該指針をホームページに掲載するなど、今後とも福島労働局等の関係機関と連携して、周知

に努めて参ります。

大橋県議

ホームページの掲載と、これについての当事者の権利保障の面大事だと思いますので、引き続き、お願いしたいと思います。

四、学生等の環境整備について

福大生から金谷川駅周辺などの街灯設置の要望を受け、先月 21 日、福大生の案内で現地調査を行いました。福島駅前でアルバイトをする学生が終電で帰れば、日付の変わるころに家に帰ることになります。駅前から離れたアパートに住んでいる学生もいますが、途中全く街灯がない県道があります。また、横断歩道付近に街灯がない箇所もありますが、夜間、スピードを出して走っている車も見受けられました。

県道金谷川停車場線に道路照明を設置すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

土木部長

道路照明につきましては、道路の利用状況等を踏まえ、交通安全を図るため必要な個所に設置することとしており、県道金谷川停車場線においては、市道との交差点などに設置されております。

大橋県議

学生からの要望もあって、必要な箇所というのはもう少し実態調査が必要ではないかと思えます。県道沿いの道が真っ暗だということ今指摘したわけですがけれども、県道においては、県がちゃんと責任を負うということが必要ではないでしょうか。学生の声も聴くことも含めて、設置を進めていただきたいと思います。答弁をお願いします。

土木部長

道路照明につきましては、夜間に交通事故が発生する恐れがある交差点や横断歩道などで、必要性の高い箇所に設置することとしております。県道金谷川停車場線におきましては、現在、交通量など、道路の利用状況から必要な個所には道路照明が設置されているものと考えております。

大橋県議

しっかり現地調査も含めてやっていただきたいと思います。

続いて、学生等の交通手段の確保についてです。これは長年、福大生から寄せられている要望で、日常的な買い物の場がないので改善してほしいという話です。金谷川駅周辺に

はコンビニが一つしかないため、スーパーやドラッグストアに行って買い物をしたい、バスや電車は使い勝手が良くないので、カーシェアリングがあるととても嬉しいと要望を受けました。

筑波大学や群馬大学では、大学が自動車メーカーと連携しカーシェアリングの実証事業を行っています。

学生等にも使いやすいよう公共交通の利便性を確保すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

生活環境部長

公共交通は学生をはじめ、県民の暮らしを支える重要な社会基盤であることから、これまで市町村等と連携して、地域公共交通網形成計画等を作成し、通学や買い物等の利便性向上を含め、運行の維持確保のため、運行経路の設定やダイヤの見直しなどに取り組んでまいりました。引き続き、市町村や交通事業者とともに、地域の実情や利用ニーズに応じ、公共交通の利便性の確保に努めてまいります。

大橋県議

今の公共交通の概念にカーシェアリングは入っていないということだと思いますが、これからの環境のことも考えて、カーシェアリングはエコな面もありますから、そういうことも含めて、今後ますます大事になってくると思います。

そういう観点で、学生からの要望も聞いて検討すべきと思いますが再度お願いします。

生活環境部長

学生をはじめ、地域住民の日常生活に必要な交通手段につきましては、地域の実情や利用ニーズを踏まえ、路線バス等の地域公共交通が維持、確保されるとともに利便性の向上が図られるよう取り組むことが重要であると考えております。このため、地域の実情や利用ニーズをよく知る市町村等との連携によりこうした利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

大橋県議

学生も地域住民なんです。利便性の向上というのは当然必要で、この観点からもカーシェアリングも含めて検討していただく必要があると思っています。要望にしておきたいと思っています。

五、校則の見直しについて

文部科学省は6月、学校や地域の実情に応じて校則を見直すよう通知しています。日本共産党は今年春、児童生徒、保護者や教職員等を対象にウェブアンケートに取り組み、全

国の約 3,000 人から回答が寄せられ、8 割の中高生や保護者、さらに 9 割の先生方が「疑問に思う校則がある」と答えました。

県内でも、靴下の長さや肌着の色の指定、ツーブロックの禁止など、生徒が「勉強とは関係ない」、「だめな理由が分からない」と思う決まりが依然として残っています。

一方で、福島西高校や会津北嶺高校では、ジェンダーレス制服として女子生徒の制服にスラックスを導入しました。いずれも生徒の要望から実現したものです。

校則について、生徒・保護者の意見を大切にして見直すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

教育長

校則につきましては、生徒が自分事として、自主的に守ることで健全な学校生活を営むことができるよう、各校において、生徒や保護者の意見を聞き、必要に応じて見直しを行ってきたところであります。今後も各校が実情に応じ、生徒会での議論など、生徒の主体的な参画を促しながら、社会の変化を踏まえつつ、校則の見直しに取り組むことができるよう、適切に支援して参ります。

大橋県議

当然、生徒会が主体的に関わって校則の見直しやるべきだと私も思います。しかし現状の校則では、生徒が自主的に守るというものではなくて、守らされているという感覚が強いんだと思います。納得してないということが問題なんだと思います。

時代の変化とともに校則の在り方が問われており、佐賀県や岐阜県では校則見直しが始まっています。党が行ったアンケートでも、8 割超の生徒が「校則を変えたい」と回答、しかし「どうやったら変えられるのか分からない」、「校則を変えようと行動したけど結局変わらなかった」という声がほとんどです。

教師からのトップダウンではなく、校則の見直しに生徒が積極的に関わることは、主権者としての意識を高めることにもつながるのではないのでしょうか。

一人ひとりの人権を認める、多様な社会の実現は総合計画でも示されています。

校則に特化した実態調査の実施も含めて、生徒や保護者からの意見をもっと聞いて、生徒たちが主体的に校則見直しに関われるようにすべきだと思いますが、再度お伺いします。

教育長

ただいまご指摘があったとおりで、生徒、あるいは保護者の方、場合によっては学校の先輩方、地域の皆さん、様々なご意見があるのが校則かと思います。まさにそういった多様なお考えがある。必ずしもこれが絶対正解だと一つの正解が見出すのがなかなか難しい。だからこそですね、探求型の学びのテーマとしては、小さな社会ではありますが、まさに勉強の材料としても最適でないかということで、今も言及ございましたが、昨日ご議論い

いただきました県の総合計画、あちらの教育の部分の項目1、学びの変革というところですね、お読みいただければ校則の見直しについて言及してございまして、対話と共同によってですね、正解、解決策を見出すそういった学びの一つの材料にもしていこうということで、教育委員会といたしましては、総合計画にも位置付けて各学校にですね、これはそれぞれ責任者は校長先生ですから、各学校において必要に応じてですね、もちろん生徒の声、地域の声、保護者の声を聴きながら議論していただければと思います。

大橋県議

総合計画にも位置付けられていますし、多様な意見があるのは当然です。いろんな立場がありますから。答えが一つではないというのはそうだと思います。でも今の校則で、今の生徒たちが納得していない。ダメな理由がちゃんとわからない。そういった説明を先生たちもするのが苦しいというそういう現状なんです。今の実態に応じて現場の声を聞くことが必要だと思いますし、各学校に応じた校則というのは当然ですけど、もっと当事者の声を聞くことが必要だと思います。生徒や保護者の意見を聞く点についてもう一度お答えください。

教育長

ただいまのご指摘は、ごもっともだと思っております、先ほどのご質問の中にも福島西高の制服の話もございました。そのように必要に応じてですね、見直しは進んでおりますので、決して見直さないとかこだわりがあるわけではありませんので、今後も必要に応じて、見直しの結果もさることながら、きちんと意見を聞いてしっかり議論していくこと、対話と共同で正解を見出していこうという姿勢が大事だと思っておりますので、こういった考えにのっとなって、それぞれの学校で対応していただければと思います。

大橋県議

校則の見直しの議論の経過は大事だと思います。その中で、生徒たちがどうやったら校則変えられるかわからないという声も大事だと思います。その声にも寄り添って、校則を変える立場で、こうやっていこうと提示する必要があると思います。引き続き、お願いしたいと思います。

六、伊達市堂ノ内地区土地区画整理事業、住宅地の造成工事について

事業者である土地区画整理組合が行った住民説明会では、この工事に阿武隈川の土砂を使うとの説明がなされ、参加した住民から土砂の放射線量が心配だと声があがっています。

土地区画整理事業に用いる土砂の放射線量を明らかにするよう事業者である組合に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

土木部長

伊達市堂ノ内地区土地区画整理事業にもちいる土砂の放射線量におきましては、事業者である、土地区画整備組合が関係する住民等に丁寧に説明していくべきものと考えており、県といたしましては、土地区画整備法に基づき、適切に助言等を行ってまいります。

大橋県議

造成工事に関わる事業内容、今も話がありましたけど、広く住民に理解される努力が事業者に必要なと思います。その点について伺います。

土木部長

伊達市堂ノ内地区土地区画整理事業の内容につきましては、事業者である組合から、関係する住民等へ説明を行っていると聞いております。引き続き、住民等の理解を得ながら進めていくよう土地区画整備法に基づき、必要に応じて助言等を行ってまいります。

大橋県議

事業者である組合は説明をやりましたけど、それで地元住民の方は納得していない。もっと組合の努力も確かに必要ですけど、県としても積極的にそういった助言などしていただきたいと思います。

今回、学生や若い世代についてのことを中心に質問いたしましたが、どの分野でも住民や当事者の声を県が積極的に聞いて、県の施策を進めるべきだということを求めて、質問を終わります。

以上